

# 「ふくい介護人材育成宣言事業所」制度 実施要綱

## 第1条 目的

介護人材の育成や、処遇・職場環境の改善による定着促進に取組む介護事業所が「ふくい介護人材育成宣言事業所」として宣言し、自らの取組について若者や求職者へ情報発信することで介護業界への参入促進を図ることを目的とする。

## 第2条 宣言対象

県内に所在する介護保険法の指定を受けた事業所、または事業所を設置する法人（以下、「事業所等」と言う。）

## 第3条 宣言要件

宣言する事業所等は次の各号に記載する全ての要件を満たしていること

- (1) 介護保険法や労働基準法等の関係法令を遵守していること
- (2) 県や市の実地指導や監査等での文書指導事項について原則として改善していること
- (3) 就業規則、給与規定等を作成・書面化し、職員に周知していること
- (4) 自社のホームページを備えていること

## 第4条 宣言手続き

宣言する事業所等は、「ふくい介護人材育成宣言事業所」申請書（様式1）（以下、「申請書」と言う。）および、「ふくい介護人材育成宣言事業所」宣言書（様式2）（以下、「宣言書」と言う。）に所定の事項を記載して県に提出をする。

県は、提出された申請書および宣言書について内容を審査し、適当であると認めた時は受理する。その場合、「ふくい介護人材育成宣言事業所」として適当であると認めた旨を文書（様式3）で通知する。

## 第5条 宣言達成の取組

宣言した事業所等（以下、「宣言事業所等」と言う。）は、宣言書に記載した宣言達成のための取組を実施すること。

なお、宣言達成の取組に関しては、「人材育成に関すること」および「処遇・職場環境の改善に関すること」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。

## 第6条 取組期間

宣言達成のための取組期間は、宣言した日から起算して1年間とする。

## 第7条 宣言内容の公表

宣言事業所等は自社のホームページで、宣言した取組および宣言書に記載した法人情報について公開する。なおホームページの構成等は任意とする。

県は宣言事業所等の名称および宣言書、ホームページURLを県のホームページで公開する。

## **第8条 取組結果報告および公表**

宣言事業所等は、取組期間が終了してから20日以内に、「ふくい介護人材育成宣言事業所」宣言結果報告書（様式4）（以下、「宣言結果報告書」と言う。）を県に提出する。

また、取組期間が終了した日から起算して1ヵ月を経過する日までに自社のホームページで宣言結果報告書に記載した事項について公開すること。なお、ホームページの構成は任意とする。

県は、提出された宣言結果報告書について審査し、内容が適当であると認めたときは受理し、宣言結果報告書を県のホームページで公開する。

## **第9条 宣言の更新**

宣言の有効期間は、宣言した日から起算して1年間とする。

宣言の有効期間終了後、引き続き「ふくい介護人材育成宣言事業所」として宣言する事業所は、有効期間の終了した日から起算して1ヵ月を経過する日までに、第4条の規定により再度手続きを行うこととする。

## **第10条 宣言の取消**

県は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、「ふくい介護人材育成宣言事業所」の取消を行うことができる。

- (1) 第3条で規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 第5条、第7条、第8条で規定する行為を行わなかったとき
- (3) 事業所等から宣言辞退の申し出があったとき
- (4) 特段の理由なく第9条で定める有効期間の更新をおこなわなかったとき
- (5) 事業所等が解散、または事業の廃止、休止をしたとき
- (6) 宣言達成のための取組を行わなかったとき
- (7) その他、県が必要と認めるとき

2 県は取消を行った場合、第7条の規定に基づき県のホームページで公開している事業所等の名称および宣言書、事業所等のホームページURL等を削除する。

また、取消を受けた事業所は、「ふくい介護人材育成宣言事業所」の名称を使用してはならない。

## **第10条 その他**

宣言事業所等は、「ふくい介護人材育成宣言事業所」の名称を使用することができる。

- 2 県は宣言事業所等の名称や宣言内容等を県ホームページ等に掲載し、広く県民に紹介する。
- 3 県はふくい福祉就職フェアやふくしジョブ・ミニパークで宣言事業所等を「ふくい介護人材育成宣言事業所」として参加者に紹介する。
- 4 県は必要に応じて、宣言事業所等に対し宣言に係る資料や現地状況の確認を行う。その際、宣言事業所等は協力をすること。

## **第11条 申請書等提出先**

申請書および宣言書、宣言結果報告書の提出先は以下の通りとする。

福井県健康福祉部 長寿福祉課 介護サービスグループ

住 所 : 910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL : 0776-20-0332(直通) FAX : 0776-20-0642

電子メール choju@pref.fukui.lg.jp

県ホームページ <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/kaigojinzaikuseisengen.html>

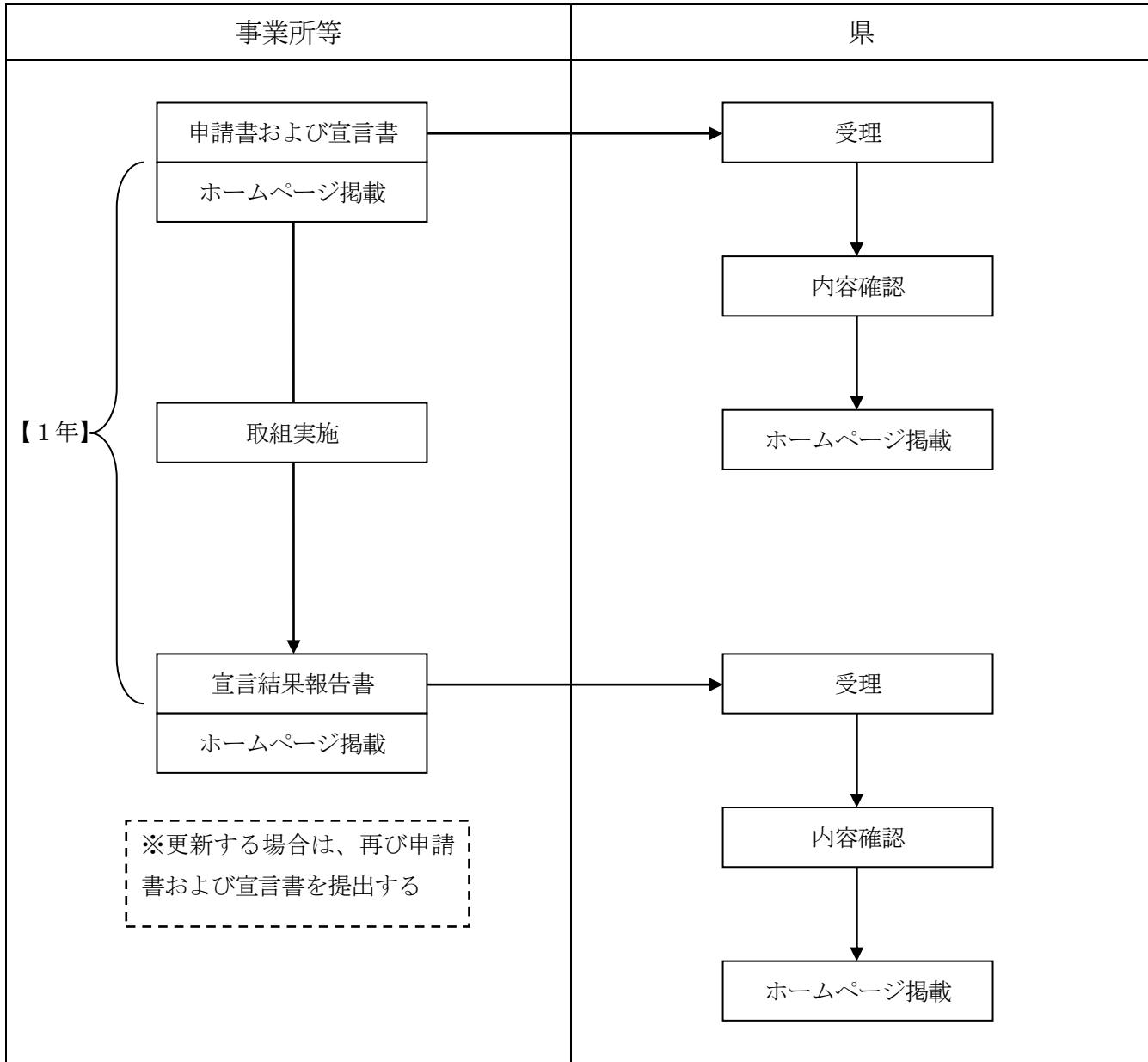
#### 附則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

## 「ふくい介護人材育成宣言事業所」制度 手続きの流れ



### ホームページ掲載事項

	県ホームページ	事業所等ホームページ
宣言関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページアドレス (事業所等ページへのリンク)</li> <li>・宣言事業所等一覧</li> <li>・宣言書 (PDF)</li> </ul>	<p>ジャンプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宣言内容</li> <li>・取組内容</li> <li>・法人情報</li> <li>・その他 (任意で掲載したいことを掲載)</li> </ul> <p>(提出書類記載事項)</p>
報告関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宣言結果報告書 (PDF)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組結果</li> <li>・その他 (任意で掲載したいことを掲載)</li> </ul> <p>(提出書類記載事項)</p>